

○地方財政の歳入分類

区 分	内 容
地 方 譲 与 税	国が国税として徴収し、一定の基準によって町に譲与される。
自動車重量譲与税	国税として徴収される自動車重量税の収入額の一部を、県を通じて町の道路財源として譲与される。
地方道路譲与税	地方道路税の徴収金をその財源とし、県及び町に交付される。
利 子 割 交 付 金	県に納入された利子割額から、利子割交付金として交付される。
配 当 割 交 付 金	平成16年度から創設され、県の配当割収入額から、配当割交付金として交付される。
株式等譲渡所得割交付金	平成16年度から創設され、県の株式等譲渡所得割収入額から、株式等譲渡所得割交付金として交付される。
地方消費税交付金	県に納入された地方消費税収入額から、地方消費税交付金として交付される。
自動車取得税交付金	県に納付された自動車取得税から交付される。
地方特例交付金	恒久的な減税に伴う地方税の減税の一部を補てんするため、地方税の代替的性格を有する財源として、国から平成18年度まで交付されたが、平成19年度からは、次の地方特例交付金と特別交付金に区分された。
地方特例交付金	児童手当制度の拡充に伴い、地方負担の増加分を措置するため、児童手当特例交付金として交付される。
特別交付金	恒久的な減税に伴う地方税の減収を補てんする制度であった減税補てん特例交付金の廃止による経過措置として、平成19年度から3年間、国から交付される。
地 方 交 付 税	すべての地方公共団体に対して、それぞれの財政需要に即して必要な財源を確保するために、地方公共団体の財政調整制度として交付される。
交通安全対策特別交付金	現下の激増する交通事故に対処するため、地方公共団体が必要な道路交通安全施設の設定及びその管理に要する経費に充てるため交付される。
分担金及び負担金	町が特定の事業を行う場合、その必要な費用に充てるため受益者から全部または一部を徴収する。
国 庫 支 出 金	特定の事業を達成するために、その事業を実施することを条件に国から交付される。
県 支 出 金	国庫支出金と同じ目的で県から交付される。
財 産 収 入	町が有する財産を貸付け、売払い等により生じた収入をいう。
寄 附 金	寄附による収入をいう。
繰 入 金	繰入金は、一般会計、他の特別会計及び基金の間において、相互に資金運用すること。
繰 越 金	各会計年度で剰余金が生じたときは、翌年度の歳入に入れる。
諸 収 入	収入の性質によっては、いずれの収入科目にも組み入れることのできない場合の収入を、諸収入に受け入れることになる。
町 債	町が資金調達のために負担する債務であって、その返済が一会計年度を超えて行われるものをいう。地方債を起すことを起債という。